

公務災害発生事例集 ～公務災害の削減に向けて～

(義務教育学校職員編)

平成17年3月

地方公務員災害補償基金広島県支部

はじめに

地方公務員災害補償基金広島県支部の対象職員数を職種別にみると、「義務教育学校職員」の職員数は、「その他の職員」の職員数に次いで多く、単独の職種の中では最も多い状況となっています。

また、平成15年度に公務災害として認定した件数や、支払った災害補償費等の内訳を職種別にみると、同様の状況です。(下表参照)

当基金では、公務災害が発生した場合に、速やかな補償の実施に努めていますが、公務災害の発生を防止することも重要と考え、そのための事業も実施しています。

その一環として、毎年度、当支部における公務災害等の発生状況を取りまとめた「支部だより」を発行しているところですが、公務災害防止の効果をさらに高めるため、今年度は、単独職種の中で件数、補償費等が最も多い「義務教育学校職員」を対象に、過去3年間の公務災害の発生状況についてより詳細な調査・分析を行い、本書に取りまとめました。

学校現場の職員や管理職、また、任命権者の皆様に、災害がどういう状況で発生しているか認識いただき、今後の災害発生防止に少しでも役立てていただくことを切に願っています。

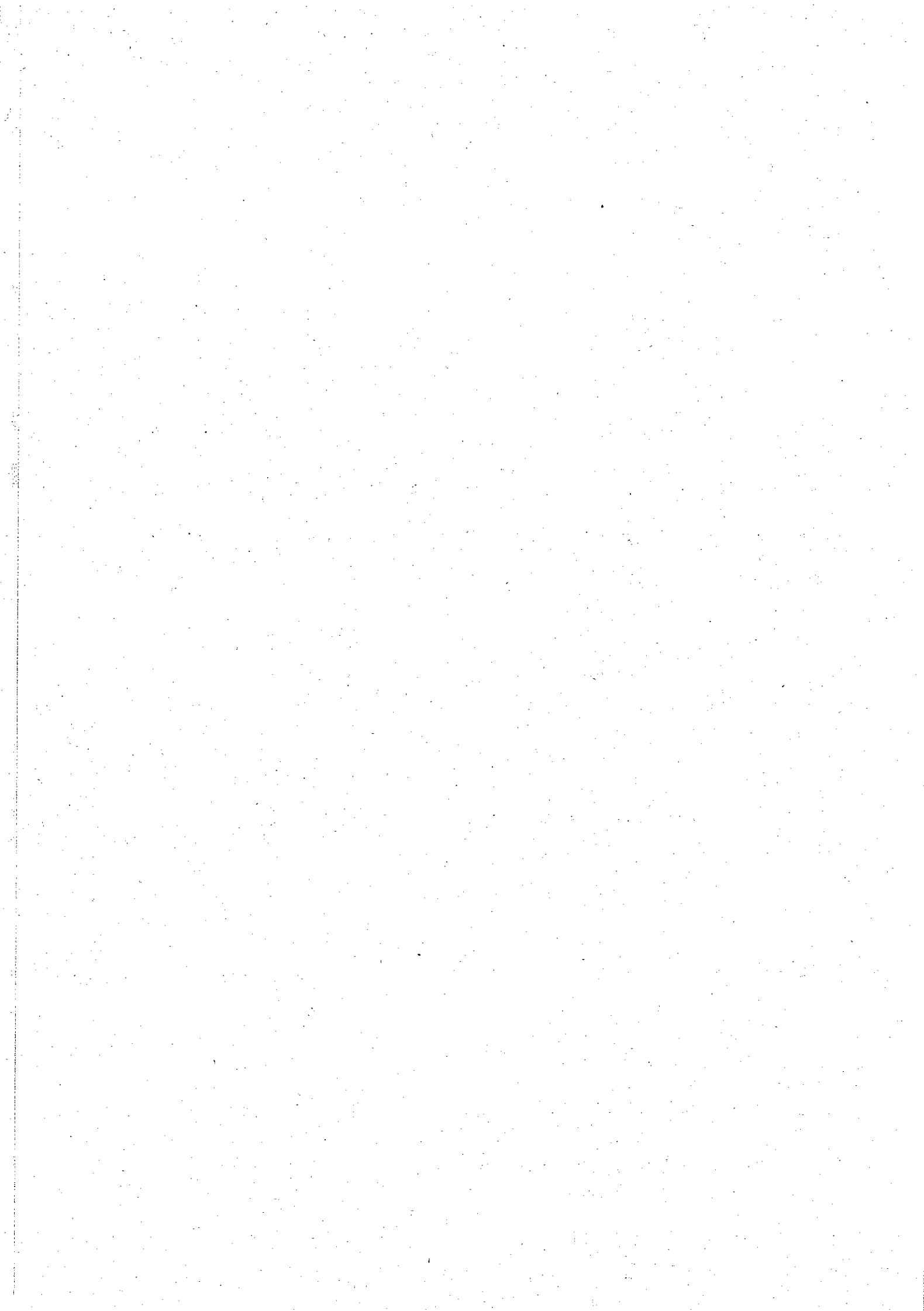
また、本書を含め、基金の行う公務災害防止事業について、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

平成17年3月

地方公務員災害報償基金広島県支部
事務長 藤原和正

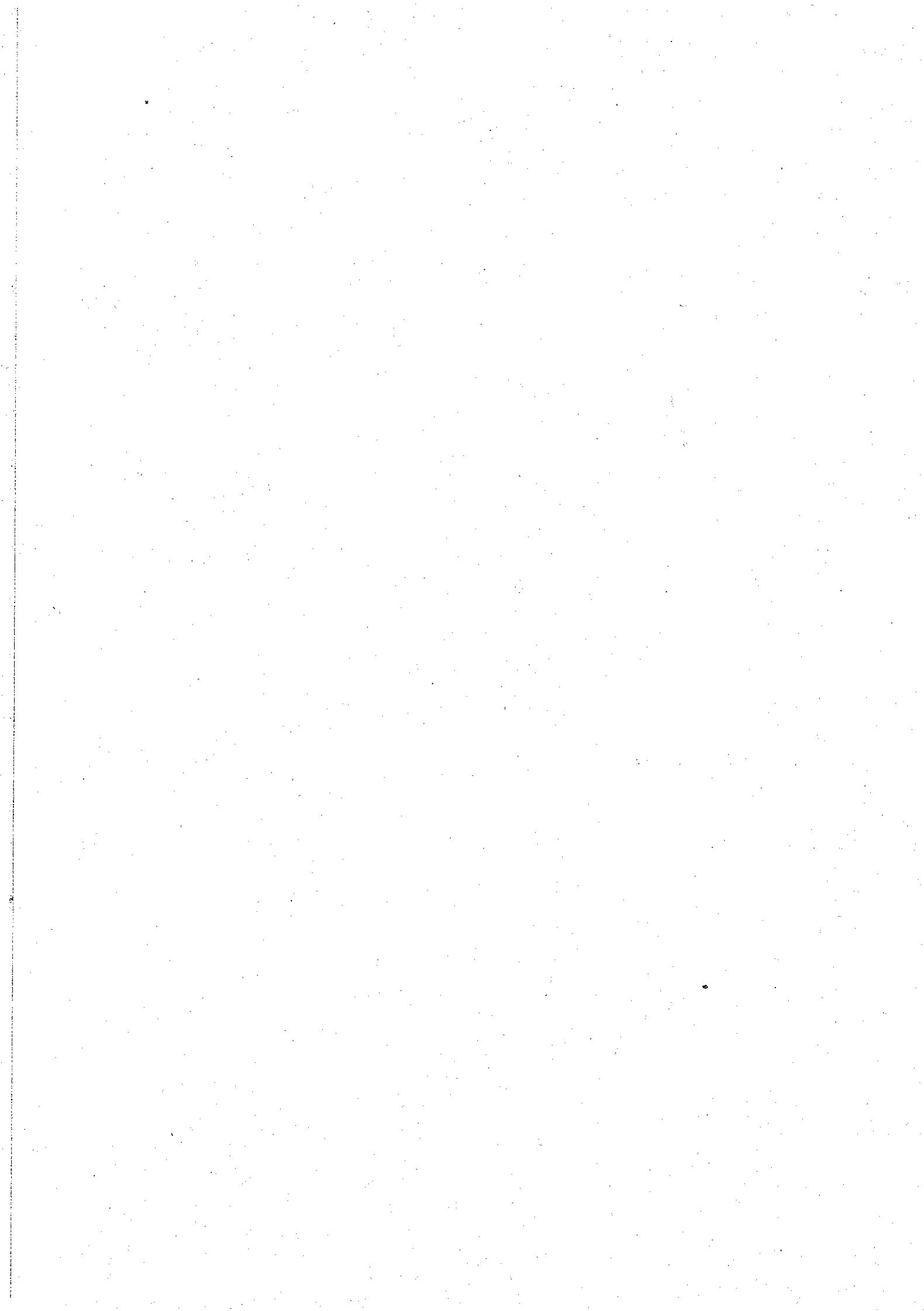
《参考》平成15年度 公務災害に係る職種別の状況

職種	対象職員数(人)	認定件数(件)	災害発生率(%) ※括弧は全国平均	災害補償費等(千円)	災害補償費等／負担金
義務教育学校職員	16,950	129	7.6 (4.9)	147,397	1.66
その他教育職員	9,050	82	9.1 (6.3)	65,241	1.23
警察職員	5,352	79	14.8 (18.6)	114,484	1.10
消防職員	2,411	26	10.8 (9.2)	92,314	3.73
水道事業職員	1,386	3	2.2 (4.0)	15,271	1.59
運輸事業職員	751	9	12.0 (4.4)	9,228	2.77
清掃事業職員	852	31	36.4 (27.9)	16,643	0.84
船員	92	0	0 (10.8)	0	0
その他の職員	22,131	180	8.1 (7.2)	165,503	1.37
合計	58,975	539	9.1 (8.0)	626,081	1.47



目 次

1 調査・分析結果の概要	1
2 場面ごとの災害発生事例	2
《授業等指導中》	2
《校内移動中》	5
《教材等準備・後片付け中》	7
《設備等の整備、校内清掃中等》	9
《クラブ活動指導中》	11
《学校行事参加中》	12
《学校行事の準備・後片付け中》	13
《出張中》	14
《研修中》	15
《故意の加害行為》	15
《通常の職務遂行中（上記以外）》	15
《児童・生徒に応対中》	16
(付属資料1) 職種の区分について	18
(付属資料2) 事故の型の区分について	19
(付属資料3) 起因物の区分について	20
(付属資料4) 地方公務員災害補償制度の概要について	21
(付属資料5) 災害発生に当たって所属、任命権者にお願いしたい事項	26



1 調査・分析結果の概要

本調査は、平成13年度から15年度の3年間に、義務教育学校職員について公務災害と認定された301件（13年度93件、14年度79件、15年度129件）について分析を行った。

その結果の概要は、次のとおりである。

- 男女別では、男性が132件（43.9%）、女性が169件（56.1%）となっている。
- 年齢層別では、20歳代 30件（10.0%），
30歳代 64件（21.3%），
40歳代 139件（46.2%），
50歳代 67件（22.2%），
60歳代 1件（0.3%），となっている。
- 任命権者別では、広島県教育委員会が198件（65.8%），
広島市教育委員会が103件（34.2%），である。
- 学校の種類別では、小学校187件（62.1%），
中学校 88件（29.2%），
盲学校、ろう学校及び養護学校 26件（8.6%），である。
- 40職種別では、その他の教育公務員（教育公務員特例法第2条の教員）271件（90.0%），
養護学校教員 23件（7.6%），
寄宿舎指導員 3件（1.0%），
栄養士 3件（1.0%），
一般事務職 1件（0.3%），である。
- 災害発生場面は、次のとおり分類した。それぞれの発生状況は、次のとおりである。
 - ・ 授業等指導中（掃除や給食、放課後の指導中を含む） 75件（24.9%）
 - ・ 校内移動中 45件（15.0%）
 - ・ 教材等準備・後片付け中 43件（14.3%）
 - ・ 設備等の整備、校内清掃中等 27件（9.0%）
 - ・ クラブ活動指導中 22件（7.3%）
 - ・ 学校行事参加中 20件（6.6%）
 - ・ 学校行事の準備・後片付け中 18件（6.0%）
 - ・ 出張中 17件（5.6%）
 - ・ 研修中 4件（1.3%）
 - ・ 故意の加害行為 3件（1.0%）
 - ・ 通常の職務遂行中（上記に該当しないもの） 1件（0.3%）また、上記の場面であっても、特に児童・生徒に応対している際の災害は、
 - ・ 児童・生徒に応対中 の項目を設けて分類した。 26件（8.6%）

次ページ以降に、各災害発生場面について、事故の型別分類、起因物別分類及び傷病名分類の状況、並びに災害発生状況を記述した（事故の型別分類、起因物別分類の説明はp19、20に記載）。

2 場面ごとの災害発生事例

授業等指導中（75件、24.9%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
墜落、転落	3	4.0
転倒	11	14.7
激突	7	9.3
飛来、落下	6	8.0
崩壊、倒壊	1	1.3
激突され	8	10.7
はさまれ、巻き込まれ	2	2.7
切れ、こすれ	4	5.3
高温・低温の物との接触	1	1.3
有害物等との接触	1	1.3
動作の反動、無理な動作	31	41.3

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
その他の動力機械	1	1.3
自転車	1	1.3
装置、設備	2	2.7
人工機械工具等・用具	3	4.0
仮設物、建築物、構築物等	9	12.0
危険物・有害物等	1	1.3
材料	2	2.7
荷	1	1.3
学校用具	12	16.0
机・いす・教壇等	3	4.0
人間	12	16.0
動物	1	1.3
その他	2	2.7
起因物なし	25	33.3

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	24	32.0
打撲・挫傷	27	36.0
創傷・擦過傷	6	8.0
火傷	1	1.3
韌帯、腱断裂	11	14.7
捻挫(腰痛を除く)	2	2.7
その他	2	2.7
疾病	2	2.7

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
墜落、転落	<ul style="list-style-type: none"> 水泳の授業でプールフロアの上に立ってバタ足の指導をしていたところ、誤ってプールフロアの端で足を滑らせ、その縁で右足を強打した。 児童とともにソリ遊びを行っていたところ、誤って側溝にぶつかった。 演奏会のリハーサル中、指示のためステージ上を移動していたところ、誤って転落した。
転倒	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業でサッカーの指導中、ボールを蹴ろうとしたところ、ボールと足がもつれて転倒した。 生徒とサッカーの試合を行い、ボールを蹴ったところ、滑って転倒した。 陸上記録会の練習を指導中、ハードルの模範を示すために飛び越えようとして足をハードルに引っ掛け転倒した。 リレーの指導中、児童と一緒に走っていたところ、靴が脱げたためバランスを失って転倒した。 体育の授業でドッジボールの指導中、児童が左足にぶつかってともに転倒した。児童が下敷きにならないよう体を捻って転倒した。 体育の授業で水泳指導をしていたときに、プールサイドを歩いていたところ、水道工事のためにできていた段差に気付かず足を踏み外した。 体育の時間に運動会の競技種目を指導中、所定の位置に戻っていない児童を注意するため走って向かった際、足を滑らせ転倒した。 音楽の授業中、ラジカセのコードに足を引っ掛け転倒、ラジカセが落下して膝に当たった。 手洗い場で手を洗う児童に付き添っていたとき、隣接する足洗い場の縁から足を踏み外し、足の甲を底のコンクリートに打ち付けた。 給食指導中、生徒が配り残したおかずを配っていたところ、床にあった牛乳瓶を入れる籠につまずいて転倒した。
激突	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業でバレーボールの指導中、コートの外に出たボールを拾いに行った時に防球フェンスの支柱に激突した。 体育館で生徒に模範を見せるため跳び箱の技を練習していたところ、着地に失敗し左足をマットから外れた床の上に打ち付けた。 学級活動の写真撮影中、くもの巣ネットの丸太で頭部を強打した。 英語の授業中、ジェスチャーを英語で質問させていた際、バレーのスパイクのジェスチャーをしたところ蛍光灯のかさに右手指が当たった。 授業中、離席している生徒を注意した際、誤って教卓の角に手を打ち付けた。 授業中、ひざ立ちで指導中に後ろから生徒に頭をたたかれ、反動で前歯が机に当たった。 教卓の椅子に座ろうとしたところ、椅子の位置がずれていたため後ろに倒れ、踏み台で腰を強打した。

飛来、落下	<ul style="list-style-type: none"> 学級集会活動として雪合戦を行っていたところ、児童の投げた雪玉が眼を直撃した。 体育の授業でサッカーの指導中、ゴールキーパーの模範を示すため両手でボールを取ろうとしたところ、誤って手を負傷した。 児童とボールを相手に当てるゲームをしていた時、ボールを取り損ね右手指に強く当たった。 大休憩の時間、担任の児童たちとドッジボールをしていたところ、バスを受けるときに負傷した。 体育の授業でバスケットボールの審判をしていたところ、児童がバスしたボールが前歯に当たった。 体育の授業で、障害児のサポートーとしてドッジボールに参加していたところ、児童の手を握った状態の左手にボールが当たった。
崩壊、倒壊	<ul style="list-style-type: none"> 朝会の指導中、防球ネットが突風により倒れ下敷きとなった。
激突され	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業でサッカーの指導中、ボールを取ろうとしてジャンプしたところ、走ってきた児童と接触、バランスを失い着地時に負傷した。 体育の授業でドッジボールを行うため、児童にボールを投げるよう指示したところ、ボールが右手指に当たった。 運動会の練習で組体操を周りから支える役で参加していたところ、生徒がバランスを崩し、その足が喉を直撃した。 体育の授業でマット運動の指導中、振り上げた生徒の足が鼻に当たった。 水泳指導中、水にもぐっていた児童が突然浮かび上がり、あごを直撃した。 授業中、後ろの児童が被災職員につまずいて転倒し、左膝裏側にぶつかった。 パソコンルームで授業中、児童の背後に立って様子を見ていた際、児童が突然回転椅子の向きを変えたため、椅子の金属部分が膝に当たった。 登校指導中、自転車とぶつかり転倒した。
はさまれ、巻きこまれ	<ul style="list-style-type: none"> 総合学習の時間に収穫した稻の脱穀作業を行っていたところ、脱穀機のベルトに指を挟まれ負傷した。 総合学習の時間に、収穫した野菜で漬物を作るため、重しの石をタライに移そうとしたところ、持ち上げきれずに手指を石とコンクリートの間で挟んだ。
切れ、こすれ	<ul style="list-style-type: none"> 図画工作の授業中、ひょうたんの口をナイフで削ろうとしたところ、誤って負傷した。 美術の授業で木彫製作を指導中、彫刻刀で彫りながら指導していたところ、誤って左手指を切創した。 理科の実験の準備中、温度計が折れて右手指を負傷した。 学校菜園の野菜を児童と一緒に収穫していた際、野菜を左手で支え、児童にはさみで切らせたところ、誤って切創した。
高温・低温の物との接触	<ul style="list-style-type: none"> 授業の巡回中、家庭科実習中の児童のエプロンに火がついたのを目撃し脱がしたところ、エプロンが両手に巻きついて火傷した。
有害物等との接触	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動時間に児童とともに卒業記念作品の補修作業を行っていたところ、虫に刺された。
動作の反動、無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> 総合学習の一環で地域の清掃活動中、側溝の砂上げ、運搬で痛めた。 大休憩の時間に児童とサッカーをした際、児童の出した足を避けようと右に跳んだ瞬間、負傷した。 始業前運動で綱引きを指導していた際、綱が一方的に引きずられそうになったため、綱の中央を持って止めようとしたが止められず、左足側面からかかと部分を地面に巻き込む状態になった。 放課後、児童に綱跳びの指導中、手本を示そうと2、3回跳んだところ、着地した際に負傷した。 放課後生徒とサッカーをしていて、ボールを取ろうとジャンプし着地した際、右膝をひねった。 学級活動としてミニ運動会に参加中、ジャングルジムから飛び降りたところ両足を負傷した。 体育の授業でドッジボールの指導中、ボールを投げた瞬間に膝をひねった。また、その際体勢が崩れたため、倒れるのを防ごうとして手を強く地面について負傷した。 体育の時間に児童とともに「しっぽ取り」というゲームを行っていたところ、2、3人の児童としっぽを取り合う状況になり、激しい動きをしたため足に大きな負担がかかった。 体育の授業でサッカーの指導中、右足でボールを蹴ろうとした際、軸足の左足を負傷した。 体育の授業でバレーボールを指導中、アタックをブロックしようと飛びあがったところ、生徒の足の上に着地し負傷した。 体育の授業でドッジボールの指導中、審判としてコートを走りまわっていたところ、ボールを拾ってコートに投げ入れた際、負傷した。 体育の授業中、組体操の練習のため生徒を肩車した際、怖がった生徒が頭にしがみついて前のめりになつたため首に力を入れたところ、痛めた。 運動会の練習において、欠席した生徒の代わりに組体操に参加したところ、生徒を支えて腰に強い負担がかかった。 運動会の準備運動でブリッジ運動をしている児童の背中の下に両手を入れて支えていたところ、児童が落ちてきたため支えきれずに手を捻った。 合同体育で運動会の表現運動の指導中、早足で歩いたところ、ふくらはぎを痛めた。 運動会の予行演習中、リレーのバトンの渡し方を指導するため出場生徒のところへ向かって走り出した際に、右脚腹筋を負傷した。

動作の反動、無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会のダンス演技の振り付け指導をしていた際、左足を勢いよく後方に振り上げた瞬間にふくらはぎを痛めた。 ・ 体育の授業で柔道の指導中、生徒に技をかけたところ、生徒が右膝の上に倒れたため負傷した。 ・ 体育の授業中、ジャンプした後ダッシュするという動作を児童とともに行っていたところ、ジャンプした際に足を痛めた。 ・ 体育の授業中、長なわとびをくぐる練習をしていたところ、スタートを切ろうとした瞬間に負傷した。 ・ 体育の授業で跳び箱の模範を示すため、踏切台の上で2度強くジャンプした際に負傷した。 ・ 体育の授業中、跳び箱の見本で跳んだ際、転倒した。 ・ 体育の授業で跳び箱の指導中、踏み切りの手本を示し着地したところ、足を痛めた。 ・ 体育の授業で模範を示すため、二重跳びを行った際に負傷した。 ・ 体育の授業中、二重跳びの見本を見せるため数回跳んだところ、ふくらはぎを痛めた。 ・ 体育の授業中、縄跳びの跳び方の指導のためジャンプしたところ、ふくらはぎを痛めた。 ・ バスケットボールのシュートの指導でジャンプシュートの見本を行った際に、左足を捻った状態で着地し、負傷した。 ・ 体育の授業中、走り幅跳びの見本を見せたところ、負傷した。 ・ 体育の授業で走り幅跳びの手本を示そうと助走を始めたところ、負傷した。 ・ 体育の授業中、ポートボールの指導をしていた際、バスをながら横に走る練習を実演していたところ、膝を負傷した。 ・ 体育の授業で50メートル走の指導を行うため、見本をみせようと全力で走り出したところ、負傷した。
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 事故の型では、体育の授業でボールを投げる、蹴る、走る、ジャンプするなどの動作を行った際に負傷するなど「動作の反動、無理な動作」が最も多く、次いで、走る、蹴るなどの動作で足を滑らせたり、段差を踏み外したりして「転倒」する、動いている児童・生徒などに「激突される」、学校用具等に「激突」する、の順となっている。
- 起因物では、特に災害をもたらすもととなった物がなく、動作が原因である「起因物なし」が最も多く、次いで、ボール、跳び箱などの「学校用具」と児童・生徒の「人間」、フェンス、プールサイドや洗い場のコンクリートなどの「仮設物、建築物、構築物等」の順となっている。

校内移動中（45件、15.0%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
墜落、転落	8	17.8
転倒	20	44.4
激突	5	11.1
激突され	4	8.9
はさまれ、巻き込まれ	6	13.3
高温・低温の物との接触	1	2.2
動作の反動、無理な動作	1	2.2

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
自転車	1	2.2
装置、設備	1	2.2
人工機械工具等・用具	2	4.4
仮設物、建築物、構築物等	29	64.4
学校用具	1	2.2
机・いす・教壇等	1	2.2
人間	2	4.4
その他	7	15.6
起因物なし	1	2.2

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	13	28.9
打撲・挫傷	18	40.0
創傷・擦過傷	3	6.7
火傷	1	2.2
靭帯、腱断裂	1	2.2
捻挫(腰痛を除く)	9	20.0

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
墜落、転落	<ul style="list-style-type: none"> 年度末の机の移動のため、児童机を持って階段を移動中、踏み外して落下した。 個人懇談会の途中、中庭で児童が怒られている声がしたため、急いで階段を降りていたところ足を踏み外した。 職員室に向かう途中、階段で滑って転落した。 職員室に向かうため階段を降りていたところ、つまずいて転倒した。 職員室に戻る途中、階段のすべり止め用のゴムに足がひっかかって転落した。 階段を降りていたところ、バランスを崩し落下した。 荷物を両手で持つて階段を降りようとしたところ、足を踏み外して転げ落ちた。 階段を下りている際に、持っているものを落としそうになつたため体勢を立て直そうとしたところ、踏み外し足をひねった。
転倒	<ul style="list-style-type: none"> 勤務終了後、自動車で校門を出た後、校門を閉めるため歩いていたところ、段差でバランスを崩し転倒した。 昼食指導のため教室に向かっていた際、廊下にお茶がこぼれていたため滑って転倒した。 教材を入れたかごを持って階段を登ったところ、後方から階段を登ってきた生徒の一人がかごに接触したためバランスを崩し転倒した。 職員室へ移動中、段差を踏み外した。 職員室から運動場に出る際、階段を踏み外し転倒した。 帰宅するため両手に荷物を持って校舎を出たところ、玄関の階段で踏み外し転倒した。 両手に教材を持っている状態で、階段につまずき転倒した。 図書室から教室へ戻る途中、階段ですべて転倒した。 部屋に引き返す途中で、カーペットに足をとられて転倒した。 生徒と保護者が来た際、先生を呼びに行くため廊下を小走りしていたところ、ワックスで足を滑らせ転倒した。 給食時間終了後、給食室において食器の返却状況を点検し、職員室に戻ろうとしたところ、床にこぼれていた味噌汁に足を滑らせて転倒した。 学校内の坂が凍っていたため児童に注意を促そうと思い、坂に行く途中の階段を降りていたところ、足を滑らせて転倒した。 花壇に接したテラスの端を歩いていたところ、花壇のくぼみにはまって足をくじいた。 生徒用机に掛けたかったかばんの肩紐に足が引っ掛かって転倒した。 職員室から出ようとしていた同僚を呼び止めようと走りかけたところ、床の上に置いてあった教材用機器につまずき転倒した。 集団下校の指導をしていたところ、皆より少し遅れたので急いで走っていたところ、つまずいて転倒した。 児童の手当をするため保健室に行き、ドアの鍵を開けた後、台に乗って鍵をドアの上の所定場所に置き、台を降りようとしたところ、足首を捻って転倒した。

激突	<ul style="list-style-type: none"> 児童が落とした体操服袋を取るため、2階の窓から1階の屋根に降り、戻るときに足がすべて胸を窓のさんに打ち付けた。 職員室で生徒を注意するため急いで生徒のところへ向かった際、同僚職員の椅子の上にあった木製三角定規にぶつかった。 床の穴（木工室集塵機のホース用）の蓋を踏んだため回転し、股間を強打した。 教卓から学級文庫の方に歩いていく途中ですべて転倒し、椅子の角で背中を強打した。 玄関の屋上に上がったボールを取りに2階の教室の窓から取りに行き、校舎に入ろうとした際、外壁に取り付けられたアンテナに額をぶつけた。
激突され	<ul style="list-style-type: none"> 宿直勤務時生徒の起床確認をし、部屋を出る際スリッパを履こうと前傾姿勢になった時、それに気付かず生徒が閉めたドアが額に当たった。 職員室から廊下に出た瞬間、生徒と衝突、転倒した。 スロープの下で自転車にまたがって話をしていたところ、スロープの上から降りてきた児童が乗った自転車とぶつかった。 荷物を台車に載せて運んでいたところ、廊下の段差に車輪が当たった反動で逆戻りした台車が足指に当たった。
はまれ、巻きこまれ	<ul style="list-style-type: none"> ドアを開けて職員室に入ろうとしたところ、強風によりドアが強くしまり、手指をはさんだ。 理科準備室に入ろうとした際、ドアが勢いよくしまったため指を挟んだ。 授業に向かうため急いで職員室を出ようとして後ろ向きでドアを閉めたとき、指を挟んだ。 放送室のドアを開けた際、ノブと廊下掲示板との間で手指を挟んだ。 教諭の呼出をかけるため放送室に入ろうとしたとき、ドアの下に足指が挟まれた。 生徒の車椅子を押して食堂へ行く途中、別の生徒に追突された。
高温・低温の物との接触	<ul style="list-style-type: none"> 音楽の琴の授業で爪の大きさを児童の指に合うように調整するために使用する熱湯を運んでいたところ、階段でつまずき転倒して熱湯をかぶった。
動作の反動、無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> 電話の取次で教室に行ったが不在だったため、急いで職員室に戻る途中、職員室出入口の階段の角に足を取られ体が反り返って踵に体重がかかり負傷した。

- 事故の型では、階段を踏み外す、階段につまずく、廊下や階段で滑るなどして「転倒」、次いで「墜落、転落」が多い。次いで、ドアに指をはまれるなどの「はまれ、巻き込まれ」の順となっている。
- 起因物では、階段、ドア等の「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、次いで、「その他」（廊下にこぼれたお茶や味噌汁、ワックスなど）の順となっている。

教材等準備・後片付け中（43件、14.3%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
墜落、転落	11	25.6
転倒	1	2.3
激突	2	4.7
飛来、落下	2	4.7
崩壊、倒壊	1	2.3
激突され	1	2.3
はさまれ、巻き込まれ	2	4.7
切れ、こすれ	21	48.8
動作の反動、無理な動作	1	2.3
その他	1	2.3

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
その他の動力機械	5	11.6
人工樹脂工具等・用具	18	41.9
仮設物、建築物、構築物等	3	7.0
荷	1	2.3
学校用具	4	9.3
机・いす・教壇等	11	25.6
起因物なし	1	2.3

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	18	41.9
創傷・擦過傷	23	53.5
刺傷	1	2.3
捻挫（腰痛を除く）	1	2.3

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
墜落、転落	<ul style="list-style-type: none"> 教室の壁の掲示物を貼り直すため、児童用ロッカーに上がって作業をしていたところ、誤って転落した。 教室の掲示板の掲示物を取り外すため、児童用ロッカーの上に椅子を置き、その上で作業していたところ、バランスを崩し落下した。 教室の壁に掲示物を貼るため、教卓の上に椅子を置き、その上に上がって作業をしていたところ、バランスを崩し転落した。 教室掲示板の作品を外すため、児童机に乗って作業していたところ、足を滑らせて落下した。 教卓に上がって掲示物を貼る作業をし、降りるときに足場の椅子に乗った際、バランスを崩し落下した。 掲示板への掲示作業を教卓の上に上がって行っていたところ、足場を移動しようとした際、教卓が動いて床に落下した。 黒板の上に作品を貼り終えて降りる際、上がっていた椅子が倒れ、頭部を打撲した。 学習発表会の準備に必要なため、椅子に上がって食器棚の上に置いてあつた空箱を取ろうとしたところ、バランスを崩して落下した。 授業で使用するビデオ準備のため、丸いすの上に上がって天井からつるしてあるテレビの電源を入れたときに、バランスを崩して転倒した。 アサガオの支柱をするため窓上部に渡していたビニール紐を折りたたみ椅子に上がって取り除いていたところ、バランスを崩して転倒した。
転倒	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業で運動会の練習を行った後、太鼓を運んでいたところ階段で足をひねった。
激突	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業の準備物を用意するため校舎出入口に向かっていたところ、子どもの様子に気を取られ、前方の鉄棒に気づかず鼻を強打した。 体育の授業の後、倉庫のシャッターを閉めようとして跳び箱に足をかけ、シャッターを強く下に引いたところ、足を滑らせて跳び箱の角で胸を強打した。
飛来、落下	<ul style="list-style-type: none"> 総合学習で神楽の舞の練習を行った後、和太鼓を運ぼうとしたところ、落下した。 裁断機を使用中に、鉄製の押さえを押し上げ、裁断したプリントを取ろうとしたところ、押さえが落ちてきた。
崩壊、倒壊	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業で使用する卓球台を移動中、台の脚が左足つま先に接触した。
激突され	<ul style="list-style-type: none"> 授業で使用したバドミントンのネットの支柱を生徒とともに器具庫に運搬中、生徒が支柱から手を離したため額に当たった。
はさまれ、巻きこまれ	<ul style="list-style-type: none"> 知能診断検査の検査結果などについての学習を終え、用具一式を資料室に納める際、鉄扉に小指をはさまれた。 体育の授業で使用した跳び箱を片付けていた最中に、抱えていた手を滑らせ、足元の鉄製のポール入れの枠と跳び箱との間に指を挟んだ。

	<ul style="list-style-type: none"> 裁断機でプリントを裁断中、誤って刃に接触した。 書類を裁断機で裁断した後、書類を抜き取る際に指が刃に触れた。 裁断機を使って児童の作品集の仕上げを行っていたところ、誤って刃に触れた。 教材の画用紙を裁断機で切ったところ、切れ端が残っていたので取ろうとして誤って裁断機の刃に当たり負傷した。 音楽部で使用する楽譜を裁断機で裁断中、誤って刃に接触した。 クラス文集作成のため裁断機を使用中、誤って手指が刃に当たった。
切れ、こすれ	<ul style="list-style-type: none"> 授業で使うプリントを裁断中、裁断機の刃が落下した。 調理実習で包丁を使っての指導終了後、包丁を洗っていたところ、誤って右手指を切った。 電動丸のこで教具を作っていた際、手が回転する丸のこに引き込まれた。 技術科の授業準備のため電動丸鋸盤を使用して木材を切断していたところ、手指が刃に触れた。 チェーンソーで木を切断していたときに、脚に引っ掛けたコードをはずそうとしたところ、チェーンソーを掴んでいた手が緩みチェーンソーが木から跳ね返って顔面に当たった。 木片を電動丸鋸で加工していたところ、木片を押させていた指を丸鋸で切った。 総合学習で使用する鎌を磨いていたところ、手が刃に当たり負傷した。 黒板に貼る札を作成中、カッターで誤って切創した。 授業で使用した野菜用の支柱を撤去するため、支柱を固定していたロープをカッターで切っていたところ、指を切創した。 図工の教材用の画用紙を押し切りで切っていたところ、誤って刃に当たった。
動作の反動、無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業の後、ドッジボールを片付けるために児童に転がしてもらい、ボールを拾おうとしたところ、右踵と左環指がぶつかり負傷した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 書類の製本中、電動ホッチキスが故障したため詰まった針を除こうとしたところ、電動ホッチキスが作動し左手指を貫通した。

- 事故の型では、裁断機や電動丸のこ、カッターなどで指を切創するなど「切れ、こすれ」が最も多く、次いで、教室に掲示物を貼る、または、取り外す作業中に机、椅子等から落下するなど「墜落、転落」が多い。
- 起因物では、裁断機、カッター、包丁などの「人工機械工具等・用具」が最も多く、次いで、「机・いす・教壇等」、電動丸のこやチェーンソーなどの「その他の動力機械」の順となっている。

設備等の整備、校内清掃中等（27件、9.0%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
墜落、転落	6	22.2
転倒	4	14.8
激突	2	7.4
飛来、落下	4	14.8
崩壊、倒壊	1	3.7
激突され	1	3.7
はさまれ、巻き込まれ	4	14.8
切れ、こすれ	1	3.7
有害物等との接触	1	3.7
動作の反動、無理な動作	3	11.1

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
その他の動力機械	2	7.4
装置、設備	3	11.1
人工機械工具等・用具	3	11.1
仮設物、建築物、構築物等	10	37.0
危険物・有害物等	1	3.7
材料	2	7.4
荷	1	3.7
学校用具	1	3.7
机・いす・教壇等	2	7.4
その他	1	3.7
起因物なし	1	3.7

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	5	18.5
打撲・挫傷	7	25.9
創傷・擦過傷	9	33.3
捻挫（腰痛を除く）	2	7.4
疾病	4	14.8

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
墜落、転落	<ul style="list-style-type: none"> 体育館裏側の法面で草刈作業をしていたところ、誤って足を滑らせ転落した。 校舎屋上の出入り口のドアを修理後、脚立てでテラスに降りようとした際、バランスを崩し屋上からテラスに転落した。 階段の掃除中、足を踏み外した。 職員室の窓の拭き掃除のため台に登ろうとした際、バランスを崩し落とした。 学校施設の安全点検及び戸締りのため校内巡回中、階段で足を踏み外して転倒した。 はしごに登って校内の樹木の剪定をしていたところ、切り落とした枝がはしごに当たり転倒、はしごの上に落下した。
転倒	<ul style="list-style-type: none"> 体育館内に風を入れるため体育倉庫の窓を開けた後、跳び箱を踏み外し転倒、頭部を棚の角に打ち付け耳を負傷した。 校庭の清掃中、側溝のグレーチングにつまずき転倒した。 勤務時間の始まる前、ポリッシャーを使用して校長室の掃除をしようとしたところ、ポリッシャーのコードに引っ掛かり転倒した。 プールの清掃作業中、足を滑らせて転倒した。
激突	<ul style="list-style-type: none"> 児童をトイレに連れて行った際、トイレの三角コーナーをきれいにしようと前かがみの姿勢をとったところ、後ろに立っていた児童に接触し、弾みで耳が入口ドアの金具に接触した。 流しの掃除をしていたところ、壁に取り付けてあるシャボネット容器の角にこめかみをぶつけた。
飛来、落下	<ul style="list-style-type: none"> 校内備品点検作業中、棚の上段にあったテーブル等が落下した。 教室の机を移動させるため机を持ち上げたところ、脚の部分が外れ足の上に落下した。 職員室の机の配置換え中、机の下の金属製の棚が倒れ、足指の上に落ちた。 児童が戸棚のガラスを外したため、はめようとしたところ、ガラスが中央で半分に割れ、上部の方が手の上に落ちてきた。
崩壊、倒壊	<ul style="list-style-type: none"> 児童が外した教室のドアを直そうとしていた際、誤ってドアが落下した。
激突され	<ul style="list-style-type: none"> ストーブの煙突の組立作業中、筒を取り外そうとして強く引っ張った際、筒が外れ、その勢いで先端部が額を直撃した。
はさまれ、巻きこまれ	<ul style="list-style-type: none"> 掃除終了後に誤って金属製の重いドアで右手をはさみ、6日後、生徒を指導しようと右手でつかんだが振り切られ、激しい痛みを感じた。 グラントの側溝のグレーチングがきれいにはまっていなかったため、はめようとして右手指をはさんだ。 古い給食用コンテナを撤去しようと、他の教員と持ち上げたが重すぎたので、降ろそうとしたところ、廊下のコンクリートとコンテナの間に指を挟んだ。 教室の大掃除でポリッシャーを使用していたところ、指にコードが巻きついた状態でポリッシャーの回転部分にコードが巻き込まれたため、コードが指に食い込んだ。

切れ、こすれ	<ul style="list-style-type: none"> 児童が授業で使用する作業テーブルを製作中、電動丸のこで左手指を負傷した。
有害物質等との接触	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の机の上にこぼれている蛍光灯のPCB液を水と判断し、雑巾で拭いた後水洗いしたため、両手の皮膚に皮膚炎を発症した。
動作の反動、無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> 校舎の壁の通気口が朽ちていたため職員で通気口を塞ぐ作業を行うこととなり、その作業に従事中、約24kgの鉄板を持ち上げた時に腰に強い負担がかかった。 プール清掃のため、蛇口にホースをつなごうとして、中腰の姿勢で差し込もうとした瞬間に、腰を痛めた。 教室のストーブを撤去し、保管場所の台の上に乗せるために持ち上げようとしたところ、腰を痛めた。

- 事故の型では、脚立やはしご、台で作業した際に落下する、階段で足を踏み外して転落するなどの「墜落、転落」、側溝のグレーチングにつまずいて転倒する、ポリッシャーのコードに引っ掛けたて転倒するなどの「転倒」、棚の物が落下する、机を持ち上げたところ下の部分が外れ足の上に落下するなどの「飛来、落下」、ドアや側溝のグレーチングに指をはさまれる、ポリッシャーのコードに指がはさまれるなどの「はさまれ、巻き込まれ」多い。
- 起因物では、ドア、グレーチング、階段などの「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、次いで、ストーブ、棚等の「装置、設備」及び脚立、はしご等の「人工機械工具等・用具」の順となっている。

クラブ活動指導中（22件、7.3%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
転倒	1	4.5
激突	1	4.5
飛来、落下	3	13.6
激突され	1	4.5
動作の反動、無理な動作	16	72.7

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
仮設物、建築物、構築物等	1	4.5
学校用具	4	18.2
人間	4	18.2
起因物なし	13	59.1

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	4	18.2
打撲・挫傷	10	45.5
創傷・擦過傷	1	4.5
靭帯、腱断裂	7	31.8

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
転倒	・ サッカー部のクラブ指導中、ボールを蹴ろうとしてバランスを崩し転倒した。
激突	・ 野球部のクラブ活動指導中、飛んできた打球を捕球しようとして鉄製ベンチに膝をぶつけた。
飛来、落下	・ バレーボールの指導中、生徒の打ったスパイクが眼を直撃した。 ・ バレーボールクラブの指導中、飛んできたボールを払いのけようとしたところ、小指にボールが当たった。 ・ ソフトボールクラブの指導中、児童とキャッチボールをしていたところ、他の児童が話し掛けてきた時、ボールが鼻に当たった。
激突され	・ クラブ活動の指導で生徒と柔道の練習を行っていたところ、倒れた生徒の歯が胸部に強く当たった。
動作の反動、無理な動作	・ 柔道のクラブ活動指導中、生徒のわざを返そうとしたところ、膝に無理な重圧がかかった。 ・ 柔道のクラブ活動指導中、生徒がかけたわざによりバランスを崩し、左手を畳に強くついた。 ・ 剣道部の部活で生徒と打ち合いの練習中、面を打とうと踏みこんだところアキレス腱を損傷した。 ・ バレーボールの部活指導中、レシーブの見本を見せようとしたところ、右足親指が「ボキッ」という音とともに反り返った。 ・ バレーボールの部活指導中、プロックしようとジャンプした際、生徒の足の上に着地し負傷した。 ・ バレーボールの練習でオーバーハンドパスの指導中、生徒にパスを出した後、足が床に着いた際に負傷した。 ・ バスケットボールのクラブ活動指導中、ドリブルの模範を示そうとして激しい動きをしたため、左足に負担がかかった。 ・ バスケットボール部の指導中、ボールを取ろうとしてジャンプしたところ、着地した際足を負傷した。 ・ バスケットボール部での練習中に、シュートのリバウンドで着地した瞬間に負傷した。 ・ サッカーのクラブ活動指導中、走りながらバスをしようとした際に右大腿二頭筋を断裂した。 ・ 野球部の指導中、ダッシュの練習を生徒とともにに行っていたが、急にストップをかけたため膝を負傷した。 ・ 軟式野球のクラブの練習試合で球審をしていた時、ファールを避けようとしたところ、スローが胸に食い込んだ。 ・ パドミントンクラブ指導中、シャトルを後ろに下がって打ち返した瞬間、アキレス腱を断裂した。 ・ 陸上競技部の指導中、ハンドボールのシュートを見せようとした時転倒した。 ・ クラブ活動の指導中、長縄跳びをしていたところ負傷した。 ・ クラブ活動の指導中、生徒と全力疾走をしていたところ、足を痛めた。

- 事故の型では、柔道のわざを返す、ジャンプする、全力疾走するなどの動作を行った際に負傷する「動作の反動、無理な動作」が最も多く、次いで、飛んできたボールに当たる「飛来、落下」の順となっている。
- 起因物では、特に災害をもたらすもととなった物がなく、動作が原因である「起因物なし」が最も多く、次いで、ボールなど「学校用具」及び生徒の「人間」の順となっている。

学校行事参加中（20件、6.6%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
転倒	6	30.0
激突され	2	10.0
はさまれ、巻き込まれ	1	5.0
動作の反動、無理な動作	11	55.0

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
机・いす・教壇等	1	5.0
人間	2	10.0
起因物なし	17	85.0

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	6	30.0
打撲・挫傷	5	25.0
勒帶、腱断裂	7	35.0
捻挫（腰痛を除く）	1	5.0
その他	1	5.0

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
転倒	<ul style="list-style-type: none"> 運動会の「借り物競争」で生徒に呼ばれ、一緒に走っていたところ、転倒した。 村民運動会のリレーに職員代表として出場した際に、コーナーでバランスを崩し転倒した。 運動会のリレーで走っていたところ、コーナーで足が滑って転倒した。 体育祭に教員チームの一員として参加したところ、バトンの代わりのサッカーボールを蹴った際にバランスを崩して転倒した。 学校行事として行われた芋祭りで、「いもおにごっこ」という競技に参加したところ、児童を追いかけた際に転倒した。 学校行事である校内スキー教室に救護として参加し、最後尾をすべていたところ、誤って転倒した。
激突され	<ul style="list-style-type: none"> 欠席した生徒の代わりに運動会の騎馬戦に参加したところ、相手チームの生徒の肩が右眼に接触した。 ソフトテニスボール投げ合戦に全校生徒及び全教職員と参加し、自陣で旗を守っていたところ、旗を奪おうとして滑り込んできた生徒と接触した。
はさまれ、巻きこまれ	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式の総合練習の際、パイプ椅子から立ちあがり再び座ろうとしたとき座面が落ち、後ろに倒れたとき中指がパイプ部分に挟まれた。
動作の反動、無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> 校内体育大会で職員チームの選手としてリレーに参加したところ、左カーブを全速力で走ったため左大腿を負傷した。 体育大会のリレーに教職員チームの一員として参加した際、走っていたところ負傷した。 運動会のプログラムであるクリーン作戦に参加したところ、空き缶をかごに入れるためジャンプし着地した際に負傷した。 運動会の練習中、玉入れの実演でジャンプしたところ、着地の際に足首を捻挫した。 運動会の借り物競争で、子どもとスキップしながらゴールへ向かっていたところ、左下腿筋を損傷した。 県教職員総合体育大会のバレーボール競技に出場中、トスを上げた時にアキレス腱を断裂した。 校内球技大会に参加中、ボールを拾いに行こうとした際、前にいた選手が急にしゃがんだので避けようとして足を捻った。 クラス対抗ソフトバレー大会に参加中、ボールをレシーブしようとした際に負傷した。 卒業生との「お別れビーチバレー」に参加していたところ、ジャンプしてボールを打とうとした際に負傷した。 P T A 学年対抗ソフトバレー大会の試合中、右足を踏みこんだ際に負傷した。 学校行事である町別児童会で児童とともにゲームに参加した際、「おに」からタッチされ急に走り出したところアキレス腱を断裂した。

- 事故の型では、全速力で走る、ジャンプする、トスを上げる、レシーブをするなどの動作を行つた際に負傷する「動作の反動、無理な動作」が最も多い、次いで、走っている際に転倒するなどの「転倒」の順となっている。
- 起因物では、特に災害をもたらすもととなった物がなく、動作が原因である「起因物なし」が最も多い。

学校行事の準備・後片付け中（18件、6.0%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
墜落、転落	3	16.7
転倒	4	22.2
飛来、落下	2	11.1
はさまれ、巻き込まれ	5	27.8
切れ、こすれ	1	5.6
動作の反動、無理な動作	2	11.1
その他	1	5.6

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
人工機械工具等・用具	5	27.8
仮設物、建築物、構築物等	4	22.2
材料	2	11.1
荷	1	5.6
学校用具	5	27.8
机・いす・教壇等	1	5.6

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	7	38.9
打撲・挫傷	4	22.2
創傷・擦過傷	4	22.2
捻挫（腰痛を除く）	1	5.6
その他	1	5.6
疾病	1	5.6

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
墜落、転落	<ul style="list-style-type: none"> 入学式の準備中、式次第を壁に貼りつけるためはしごを立てかけて取りつけようとしたところ、はしごがすべり、はしごもろとも落下した。 運動会の準備中、「テーマ」を運動場のフェンスに取りつけるため脚立にまたがって作業をしていたところ、バランスを崩し落下した。 学習フェスタの前日準備のため、体育館で展示物をかける作業中にはしごから落下した。
転倒	<ul style="list-style-type: none"> 学習発表会で使用するダンボールを二人で運んでいたところ、外履きから上履きに履き替える際、すいたを踏み外して転倒した。 総合的学習の発表会の練習を体育館で行っていた際、スポットライトの調子を直すためはしごを登って2階の床に降りようとしたところ、段差があつて転倒した。 運動会当日、遊具に使用禁止のカードを貼る作業をしていたところ、遊具の周りにかけてあったロープに引っ掛かり転倒した。 除夜祭で児童が演じる巫女舞のリハーサルを行うため、大太鼓と譜面台を運ぼうとした際、机につまずき転倒した。
飛来、落下	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式後、移動式階段を片付け中、誤って階段が落下した。 体育館の大きなひな壇を同僚と二人で運ぼうとしたところ、重すぎて思うように持ち上げることができず、そのままひな壇の足を左足の上に落とした。
はさまれ、巻き込まれ	<ul style="list-style-type: none"> 体育館での新入生歓迎会で、パイプ椅子を出そうとして収納庫を強く引いたところ、滑車で指をつめた。 運動会の準備でテント設営中、鉄パイプの接合部に指をはさんだ。 運動会の準備でテントの設営をしていた際、パイプとパイプの間に指を挟んだ。 体育祭の準備中、バスケットボールのゴールの移動作業を行っていたところ、土台の枠に足が巻き込まれ負傷した。 水泳記録会の終了後、プール内のコースロープをプールサイドに引っ張り上げていたところ、コースロープのプラスチックの浮きの角に右足指の爪が引っ掛け爪がはがれた。
切れ、こすれ	<ul style="list-style-type: none"> 町別運動会終了後、体育館倉庫内の棚に得点板を片付けようとした際、得点板に巻きつけてあった針金の先端が眼に突き刺さった。
動作の反動、無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会で使用した太鼓を片付けるため、校舎前のスロープを登った際に足をひねった。 運動会の種目の障害物競走の練習を行った後、道具を片付けるため跳び箱3段を1度に持ち上げようとしたところ、腰を痛めた。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会の準備のため運動場でトラックの白線を引いていたが、ライン引きの出が悪くなつたので消石灰の中に手を入れ混ぜた際、消石灰の固まりが飛び散った。

- 事故の型では、テントのパイプとパイプの間に指をはさむ、バスケットボールのゴールの移動中に足が巻き込まれるなどの「はさまれ、巻き込まれ」が最も多く、次いで、段差を踏み外したり、ロープに引っ掛かることなどによる「転倒」、はしご、脚立から落下する「墜落、転落」の順となっている。
- 起因物では、はしごや脚立などの「人工機械工具等・用具」及びゴール、プールのコースロープ、消石灰、跳び箱、テントなどの「学校用具」が最も多く、次いで、階段、スロープ、すいたなどの「仮設物、建築物、構築物等」の順となっている。

出張中（17件、5.6%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
墜落、転落	1	5.9
転倒	6	35.3
激突	1	5.9
激突され	2	11.8
切れ、こすれ	1	5.9
高温・低温の物との接触	1	5.9
交通事故	1	5.9
動作の反動、無理な動作	3	17.6
その他	1	5.9

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
バイク	2	11.8
バス	1	5.9
人工機械工具等・用具	2	11.8
仮設物、建築物、構築物等	3	17.6
地山・岩石	1	5.9
風雪	1	5.9
起因物なし	4	23.5
その他	3	17.6

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	11	64.7
打撲・挫傷	1	5.9
創傷・擦過傷	2	11.8
火傷	1	5.9
靭帯、腱断裂	2	11.8

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
墜落、転落	・遠足の引率をした際、土手の草むらで足を滑らせて転落した。
転倒	・バイクで出張中、アスファルトの上に砂が落ちていたため車輪が滑って転倒した。 ・出張のためバイクで走行中、バランスを崩して転倒した。 ・遠足の引率でスケート場に行き、リンク内でスケートの指導をしていたところ、バランスを崩し足首を捻った。 ・中学校スキー選手権大会の競技終了後の撤収作業を終え、集合場所に移動中に転倒した。 ・総合的学習で校外学習に児童を引率して行った際、公園で崖地に足を取られて転倒した。 ・職場体験学習の礼状を工場へ持参するため、駐車場に車を止めて向かっていたところ、足を滑らせ転倒した。
激突	・家庭訪問を終え、マンションの出口へ歩いていたところ、出口部分のガラスに気付かず衝突し、割れたガラスで切創した。
激突され	・生活科の授業で必要なもみがらをライスセンターに取りに行き、貯蔵庫からはしごを使って出る際に滑つて窓枠とはしごの間に親指をはさんだ。 ・ソフトテニス大会の引率中、突然前を歩いていた生徒がラケットを振り、口に当たった。
切れ、こすれ	・野外活動で鉈で薪を割る作業中、鉈の刃を左手指に当てた。
高温・低温の物との接触	・林間学校の飯ごう炊さんにおいて、カレーの煮汁を減らすため飯ごうの中ぶたに煮汁を入れて流しまで持っていく途中、こぼれた。
交通事故	・修学旅行の引率中、高速道路で猛スピードで追い越し車線を走行してきた乗用車がバスを追い越した後蛇行したため、避けようとハンドルを切った際ガードレールに衝突、その反動で左側に停車していた加害者の乗用車に衝突した。
無理な動作	・遠足先の滑り台から滑り降りたところ、地面のゴムシートとスニーカーに強い摩擦が生じ、足を捻った。 ・遠足で児童を引率中、坂道でよろけて足首を捻った。 ・出張でセミナーに参加した後、駐車場に向かう途中、段差で足を捻った。
その他	・遠足で滝の上から写真を撮るために山道を登っていたところ、石に空いていた穴に足がはまり、負傷した。

- 事故の型では、バイクで走行中に転倒する、スキーやスケートの引率時に転倒するなどの「転倒」が最も多く、次いで、滑り台を滑り降りた際に地面のゴムシートで足を捻る、段差で足を捻るなどの「動作の反動、無理な動作」、テニス大会の引率中に生徒の振ったラケットが当たるなどの「激突され」の順となっている。
- 起因物では、特に災害をもたらすもととなった物がなく、動作が原因である「起因物なし」が最も多く、次いで、段差、マンション出口のガラスなどの「仮設物、建築物、構築物等」の順となっている。

研修中（4件、1. 3 %）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
転倒	1	25.0
激突	1	25.0
動作の反動、無理な動作	2	50.0

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
人間	1	25.0
起因物なし	3	75.0

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	2	50.0
靭帯、腱断裂	1	25.0
捻挫（腰痛を除く）	1	25.0

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況	
	件数	割合(%)
転倒	・ 校内研修の運動中、足がもつれて転倒した。	
激突	・ 体育研修でバレーボール実施中、ジャンプして着地したところ同僚の足と接触して捻った。	
動作の反動、無理な動作	・ 体育実技講習会に参加中、「陣地取りゲーム」という実技を行った際、自分の陣地に帰るために急に走り出そうとしたところ、アキレス腱を断裂した。 ・ 町教職員体育実技講習会でビーチバレーの試合を行っていた際に、アタックのためにジャンプした後の着地時に足の甲から着地し、負傷した。	

故意の加害行為（3件、1. 0 %）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
故意の加害行為	3	100.0

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
人間	3	100.0

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
打撲・挫傷	2	66.7
創傷・擦過傷	1	33.3

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況	
	件数	割合(%)
故意の加害行為	・ 待ち伏せをしていた男子生徒に、加害を受けた。 ・ 校則違反の生徒に帰宅するよう指導していたところ、殴られて負傷した。 ・ 美術の授業の自習監督をしていた際、生徒を注意したところ、暴行を受けた。	

通常の職務遂行中（上記以外）（1件、0. 3 %）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
切れ、こすれ	1	100.0

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
人工機械工具等・用具	1	100.0

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
創傷・擦過傷	1	100.0

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況	
	件数	割合(%)
事故の型	災害発生状況	
	件数	割合(%)
切れ、こすれ	・ 給食調理のためじゃがいもを包丁で切っていたところ、誤って切創した。（栄養士）	

児童・生徒に応対中（26件、8.6%）

《事故の型別分類》

区分	件数	割合(%)
墜落、転落	1	3.8
転倒	7	26.9
激突	2	7.7
飛来、落下	1	3.8
激突され	7	26.9
はさまれ、巻き込まれ	1	3.8
動作の反動、無理な動作	4	15.4
その他	3	11.5

《起因物別分類》

区分	件数	割合(%)
その他の動力機械	1	3.8
人工機械工具等・用具	1	3.8
仮設物、建築物、構築物等	2	7.7
学校用具	1	3.8
机・いす・教壇等	3	11.5
人間	13	50.0
起因物なし	5	19.2

《傷病名分類》

区分	件数	割合(%)
骨折	8	30.8
打撲・挫傷	10	38.5
創傷・擦過傷	1	3.8
刺傷	1	3.8
靭帯、腱断裂	1	3.8
捻挫（腰痛を除く）	4	15.4
疾病	1	3.8

《災害発生状況》

事故の型	災害発生状況
墜落、転落	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業中、児童が壁のはしごを登り始めたため、降ろそうとしたところ、児童が暴れたため抱いた状態で落下し、着地時に足を捻った。
転倒	<ul style="list-style-type: none"> けんかをしていた児童に事情を聞こうとしたが、一人が突然走り出したため追いかけたところ、誤って転倒した。 授業参加を拒む児童を参加させようと指導中に、逃げ出したその子を追走したところ、スロープで転倒した。 授業中、注意してもらきかない児童を追いかけたところ、児童のシャツをつかみ損ねた際にバランスを崩し転倒した。 児童を指導しようとした際、児童が逃げ出したり追いかけていたところ、滑って転倒した。 学校祭の舞台発表の予行中、急に走り出した生徒を追いかけていた時に転倒した。 学習発表会のリハーサル中、児童が暴れ出したため抱きかかえたところ、後ろに転倒し、机とストーブで強打した。 サッカーゴールの上にのぼって座っていた生徒に注意するため、ジャンプしたところ、ロープに足が引っ掛かり転倒した。
激突	<ul style="list-style-type: none"> 授業中、注意した生徒が教室から出て行ったため、引きとめようと生徒の左手をつかんだところ、生徒が振り向きながらその手を振り解いた弾みで左手を負傷した。 しゃがんで車椅子の生徒に靴下を履かせている際、顔をあげたときに生徒の手が眼に当たった。
飛来、落下	<ul style="list-style-type: none"> 教室で児童の指導中、児童の机が倒れ足の上に落ちた。
激突され	<ul style="list-style-type: none"> バス乗降口から飛び降りた生徒を支えきれず、仰向けに転倒した。 興奮していた生徒の足が当たり、反動で腰部を机に強打した。 けんかをしていた児童をソファに座らせようとしたところ、暴れる児童の頭が当たった。 児童を指導中、腹を立てた児童の回し蹴りが左膝に当たった。 授業中にパニックになった児童を落ち着かせるため、しゃがんで話し掛けていたところ、突然立ち上がったので、児童の頭部で鼻を強打した。 掃除指導の際、カードゲームをしていた生徒に前かがみの姿勢で注意していたところ、後ろにいた生徒の体が強く当たり頸部を捻挫した。 休憩時間に児童と話をして、立ち上がりろうとしたところに、背後から児童2人が飛び乗ってきたため転倒した。
はさまれ、巻きこまれ	<ul style="list-style-type: none"> パニックを起こした生徒が自分の机を前に押し倒し、足の上に落下した。
動作の反動、無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> 飛びついだ児童を受け止める際に、児童の上着に小指が絡まり脱臼した。 体育発表会の全体練習に参加中、担当する児童が列から離れ国旗掲揚台に上がったので、連れ戻そうと掲揚台に上がった瞬間、足をひねった。 夕食後、野球をする生徒たちを追いかげグランドに向かう途中、石段を踏み外した。 興奮状態になった担任クラスの生徒の行動を制止しようと、生徒の腕をつかんだ際に負傷した。

その他	<ul style="list-style-type: none">・児童に水着に着替えるよう言ったところ、水着が乾燥機に入っていたため混乱した児童が噛み付いた。・児童をなだめるため抱き上げ落ち着くのを待っていたところ、突然髪を後ろに引っ張られ首を痛めた。・家庭科の授業で児童にミシンの使い方を実習指導していたところ、児童がコントローラーを踏んだため針が指先を貫通した。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 事故の型では、急に走り出した児童・生徒を追い掛けていて転倒するなどの「転倒」及び児童・生徒の体が当たる「激突され」が最も多い、次いで、「動作の反動、無理な動作」の順となっている。
- 起因物では、児童・生徒の「人間」が最も多い、次いで、「起因物なし」、「机・いす・教壇等」の順となっている。

(付属資料1) 職種の区分について

① 義務教育学校職員

公立の小学校、中学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げるもの

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）

第1条 市町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員の給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（同法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、都道府県の負担とする。

② 義務教育学校職員以外の教育職員

義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員

③ 警察職員

都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）

④ 消防職員

消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員

⑤ 水道事業職員

水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員

⑥ 運輸事業職員

鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱い事業に従事する職員

⑦ 清掃事業職員

清掃事業に従事する職員

⑧ 船員

船員法第1条に規定する船員である職員

⑨ その他の職員

前各号に掲げる職員以外のすべての職員

(付属資料2) 事故の型の区分について

区分	説明
墜落、転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗り物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所がくずれ、動搖して墜落した場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。
転 倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合で、つまずき又は滑りにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。
激 突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、機械の部分、ドア、バックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
飛 来、落 下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。 野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。
崩 壊、倒 壊	堆積した物(灰等を含む。)、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。 立てかけてあった看板などが倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
激 突 さ れ	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。 構内などにおいて自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分などが当たった場合を含む。 交通事故は除く。
は さ ま れ、巻き込まれ	物にはさまれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられる等をいう。 構内などにおいて自動車にひかれた場合、自動車と壁にはさまれた場合を含む。 交通事故は除く。
切 れ、こす れ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
高 温・低 温 の 物 と の 接 触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接 触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない。
動作の反動、無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても墜落、転倒等に分類。
そ の 他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

(付属資料3) 起因物の区分について

区分	説明
その他の動力機械	原動機(電動機、発電機等)、動力伝導機構(回転軸、ベルト等)、木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤等)、一般動力機械(旋盤、印刷製本機械等)
装置、設備	圧力容器(ボイラ、加熱器等)、化学設備(蒸留塔、抽出器等)、溶接装置、炉窯等、電気設備(電線類、変電器、照明設備等)、その他の装置、設備(冷凍設備、集じん装置、ガストーブ等の什器)
人工機械工具等・用具	人力クレーン等、人力運搬機(一輪車等)、人力機械(手回しプレス等)、手工具(ハンマ、スパンナ等)、はしご等(作業面としてのはしご、脚立、踏み台等を含む。)、玉掛用具、その他(ロープ、万力等)
仮設物、建築物、構築物等	足場、支保工、階段、桟橋、開口部、屋根、はり、作業床、通路、建築物(木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造等の建築物)、構築物(えん堤、橋梁等)など
危険物・有害物等	爆発性の物、引火性の物、可燃性のガス、有害物、放射線など
材料	金属材料、木材・竹材、石・砂・砂利、ガラス・陶磁器等
荷	荷姿のもの(コンテナ、箱もの、袋もの、ドラム缶等特定の荷姿のもの)、機械装置(特定の荷姿のものを除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等)
学校用具	机・いす・教壇等以外の学校用具で、体育用具(ボール、跳び箱、ハードル、卓球台、ゴール、プールのコースロープ、消石灰等)、テント、ネット(支柱を含む。)、木製三角定規など
机・いす・教壇等	学校用具のうち、教室、職員室等の机、いす、教壇等
その他	上記のいずれにも分類されないもの

(付属資料4) 地方公務員災害補償制度の概要について

※詳しくは、「公務災害・通勤災害認定補償事務の手引」を参照してください。

1 制度の概要

(1) 趣旨

公務遂行又は通勤により発生した災害によって受けた身体的損害に対して、補償を行うとともに、被災職員（又はその遺族）の社会復帰の促進や生活の安定を図ることを目的とする制度です。

(2) 特徴

○ 使用者の無過失責任主義

災害発生に当たって使用者側に過失がなくても、補償の対象となります。

○ 身体的損害に対する定形的、定率的な補償

補償の対象は、負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害に限られており、物件損害や精神的損害（慰謝料）は補償の対象になりません。

○ 請求主義

補償を受けるためには、発生した災害が公務災害又は通勤災害であることの「認定」を受ける必要があります。認定及び補償は、被災職員（又は遺族）からの請求に基づいて行うこととなっています。

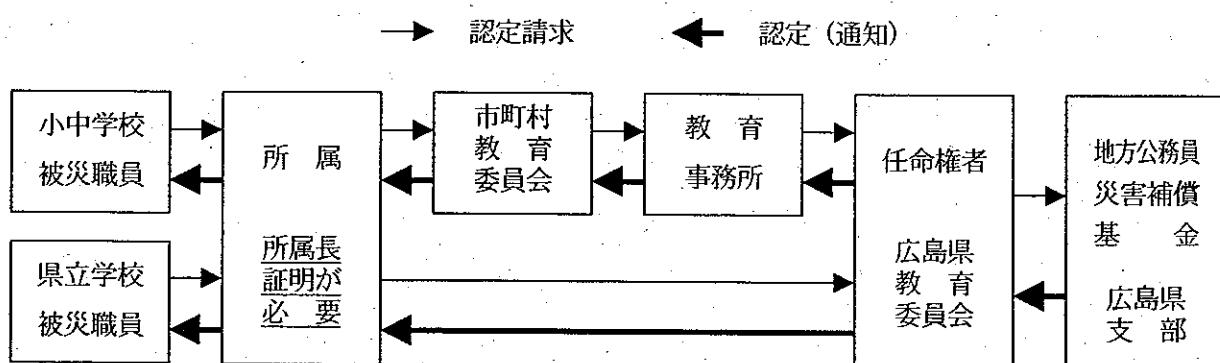
(3) 対象職員

○ 常勤職員（再任用職員、任期付任用職員を含む。）

○ 常勤的非常勤職員（月18日以上勤務し、12か月以上勤務する職員）

※ 非常勤講師は、労災法（労働者災害補償保険法）が適用されます。

(4) 手続の流れ



2 公務災害の認定基準

災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が公務災害と認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（公務遂行性）を前提として、公務と災害との間に相当因果関係があること（公務起因性）が要件とされています。

(1) 公務上の負傷の認定基準

負傷の場合は、その発生が外見上明らかな場合がほとんどであるため、公務遂行性が認められれば、基本的に公務起因性も認められ、公務上の災害となります。ただし、故意又は本人の素因に

よるもの、天災地変によるもの、偶発的な事故によるもの及び私的怨恨によるものであると明らかに認められるものは、公務起因性が否定され、公務災害とは認められません。

公務上の負傷と認められるケースは、次のように分類されています。

ア 自己の職務を遂行中の負傷

地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合、及び同法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合を含む。

イ 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

業務待機中の行為、生理的必要行為、公務達成のための善意行為、食事に行く行為（食事行為のため必要と認められる範囲の食堂などへの往復行為）、医療機関に行く行為（緊急の治療のため、所属長の了解又は指示を受けた場合）

ウ 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

更衣、機械器具の点検、作業環境の整備など

エ 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為

オ 防護行為中の負傷

非常災害時において、勤務場所又はその附属施設を防護する行為

カ 出張又は赴任の期間中の負傷

ただし、合理的経路又は合理的方法によらない順路にある場合、恣意的行為を行っている場合、及び出張期間が長期（おおむね1か月）にわたる場合において宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復途上にあるは除く。

キ 特別な状況下における出退勤途上の負傷

勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合の出退勤途上など

ク レクリエーション参加中の負傷

地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が形式的にも実質的にも計画、実施したレクリエーションに限る。

ケ 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

アからカに該当する場合のものを除き、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき理由によるものと認められるもので、勤務のため勤務開始前又は終了後に施設構内で行動している場合、休息・休憩時間中に施設を利用している場合など

コ 宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷

入居が義務付けられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷

サ 職務遂行に伴う怨恨による負傷

職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷（私的怨恨によるもの、職員に挑発行為があった場合などを除く。）

シ その他の負傷

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷、その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷

(2) 公務上の疾病的認定基準

疾病は、職務や日常生活においてさらされる有害因子に加え、職員の素因や基礎疾患など様々な危険因子が作用して発症するため、公務上の疾病的認定に当たっては、「他の危険因子に比べ、公務に関連する有害因子が有力な原因となって発症したことが医学上認められること」(公務起因性)がポイントとなります。

公務上の疾病と認められるケースは、次のように分類されています。

ア 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷が原因となって、新たに発生した疾病又は著しく増悪した疾病(何ら疾病の素因を有してなかった者が、負傷により発病した場合。疾病の素因はあったが発病する程度ではなかった者が、負傷により発病した場合。疾病の素因があり、早晚発病する程度であった者が、発病の時期を著しく早めた場合。既に発病していた者が、負傷によりその疾病を著しく増悪した場合。)

イ 職業性疾病

特定の有害因子により発症することが、医学的に証明されている疾病(特定の業務に従事したため、特定の疾病に罹患した職員に限られる。)

ウ その他公務に起因することが明らかな疾病

ア及びイに掲げるもの以外の疾病で、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

※ 腰痛や上肢業務に基づく疾病、心臓・脳血管疾患、精神疾患に起因する自殺等は、個別の通知により認定の取扱いが定められています。

(3) 公務上の障害又は死亡の認定基準

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものと認定されます。

3 通勤災害の認定基準

通勤とは、「職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること」と定義されており、通勤の範囲については通知により事例が示されています。したがって、往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復中の災害は、通勤災害とはされません。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為を行うための最小限度のものである場合には、合理的経路・方法に復した後の災害は通勤災害とされます(この場合でも、逸脱又は中断の間に生じた災害は、通勤災害とされません)。

4 補償と福祉事業について

(1) 種類

区分	補 償	福 祉 事 業
療養中	A 療養補償	—
	B 休業補償	ア 休業援護金
	C 傷病補償年金	イ 傷病特別支給金 ウ 傷病特別給付金
障害が残った場合	D 介護補償	エ 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業 オ 在宅介護のための住宅に関する事業
	E 障害補償 E1 年金または一時金 E2 障害補償年金 差額一時金 E3 障害補償年金 前払一時金	カ 障害特別支給金 キ 障害特別援護金 ク 障害特別給付金 ケ 障害差額特別給付金 コ 外科後処置に関する事業 サ 補装具に関する事業 シ リハビリテーションに関する事業 ス 休養に関する事業 セ アフターケアに関する事業 ソ 身体障害者用自動車に関する事業
死亡の場合	F 遺族補償 F1 遺族補償年金 F2 遺族補償一時金 F3 遺族補償年金 前払一時金	タ 遺族特別支給金 チ 遺族特別援護金 ツ 遺族特別給付金
	G 葬祭補償	—
船員の特例	H 予後補償 I 行方不明補償	—
その他	—	テ 奨学援護金 ト 就労保育援護金 ナ 長期家族介護者援護金

(2) 療養補償について

ア 請求手続

(ア) 基金の指定医療機関で受診した場合～指定医療機関から直接、基金に請求される（被災職員は「療養の給付請求書」を指定医療機関に提出）。

(イ) 指定医療機関以外の医療機関で受診した場合～被災職員が請求し、医療機関が受領する（受領委任）（それぞれが「療養補償請求書」の該当欄に記入する）。

(ウ) 被災職員が自己負担した場合～被災職員が請求、受領する（医療機関に「療養補償請求書」の必要事項を記入してもらい、領収証を添えて提出）。

イ 留意事項

- 医療機関への支払は原則として保留し（共済組合員証は原則として使用しない）、認定通知を受けたらすみやかに請求手続を行ってください（第三者加害事案において、加害者から直接損害賠償を受ける場合を除く）。
- 重複診療や恣意的な転医の場合の診療費等は、補償の対象となりません。
- 歯科補綴で、健康保険対象外の審美性のみを目的とするもの（メタルボンドなど）は、原則として補償の対象となりません。
- はり、きゅう、マッサージは、医師が必要と認めたものに限り補償の対象となります。
- 治ゆ（症状固定を含む。）後は、すみやかに「治ゆ（症状固定）報告書」を提出してください。

5 第三者加害事案について

(1) 第三者加害事案とは

交通事故（相手方に過失がある場合）や相手方から暴行を受けた場合のように、第三者の加害行為によって発生し、第三者に損害賠償責任がある公務災害、通勤災害をいいます。

(2) 示談先行と補償先行

示談先行～①被災職員は示談交渉を行い、第三者に対して損害賠償を請求する、②第三者は被災職員に損害賠償する。

補償先行～①被災職員は基金に対して補償を請求する、②基金は示談に先立って被災職員に補償する、③基金は示談状況を踏まえ、補償額の範囲内で第三者に求償する。

第三者加害事案の調整方法としては、「原因者負担」の原則から、また多くの場合、補償の対象外である慰謝料・物件損害や過失割合についても当時者間での折衝（示談交渉）が不可欠となることから、示談先行を原則としています。

しかし、第三者が行方不明や無資力の場合、あるいは被災職員にも過失があり治療費の一部しか賠償されない場合など、第三者から損害賠償を受けることが困難な事情があるときには、補償先行によることとしています。

(3) 示談

示談は、法律上の和解契約に当たり、一旦成立すると特別な場合を除いてやり直しがききません。また、基金としても、示談内容を踏まえて求償等の手続きを行う必要があるので、安易に請求権を放棄しない、損害賠償の内訳を明確にする、基金の求償権を明示するなどの点に留意して慎重に交渉を行ってください。

（付属資料5）災害発生に当たって所属、任命権者にお願いしたい事項

1 災害発生時

- (1) 公務や通勤に関連した災害の発生の報告を受けたら、医療機関の手配や認定請求手続など、職員を支援し、必要な助言・指導を行ってください。

医療機関には公務災害・通勤災害の認定請求手続を行う旨を伝え、治療費の請求を保留してもらうよう依頼してください（明らかに公務災害・通勤災害と考えられる場合は、共済組合員証を使って受診してはいけません）。

なお、補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）行われないときは、時効によって消滅することとされています。

- (2) 心臓・脳血管疾患や精神疾患等の疾病事案については、災害発生前1週間から1か月、場合によつては数か月から1年前までさかのばって、被災職員の職務従事状況や生活状況、疾病の前駆症状などを詳しく調査し、十分かつ正確に事実関係を把握する必要がありますので、災害発生後、速やかに調査を行うことが重要になります。

疾病事案に関する調査や資料整備については、任命権者の方と連携を取りながら迅速かつ円滑に事務を進めたいと考えていますので、疾病事案が発生したときは、まず当支部に御一報ください。

- (3) 基金が認定を行うに当たっては、任命権者の意見を聞かなければならぬこととなっており、認定請求書に任命権者意見欄を設けています。

これは、災害が公務上のものであるか、通勤によるものであるかの認定について任命権者が職務上の知識等を有しております、またその結果が、人事管理上影響を及ぼすことが多いことを考慮したためです。

各任命権者におかれましては、職務に内在する危険性について認識いただくとともに、災害防止対策の参考としていただくようお願いします。

2 認定後のフォローアップ

- (1) 認定通知を受けたら、速やかに療養補償の請求を行うよう指導を行ってください（医療機関には認定結果が出るまで治療費の支払いを待ってもらっています）。

また、認定を受けても補償の請求が行われなければ、時効によって補償を受ける権利が消滅します。

- (2) 补償の請求書は、被災職員（または遺族）のその後の状況について使用者として配意すべき問題について認識を深めていただくため、任命権者を経由して提出することとなっています。

- (3) 第三者との示談を行う必要がある事案の場合、交通事故で任意保険会社が示談交渉を代行するような場合はともかく、示談交渉に当たっては、所属、任命権者が積極的に被災職員を支援し、内容については事前に基金に協議してください（示談に係る留意事項を、「認定補償事務の手引」に掲載しています）。

**公務災害発生事例集（義務教育学校職員編）
(平成 17 年 3 月)**

編集・発行：地方公務員災害補償基金広島県支部

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県総務企画部管理総室福利室内

電話 082 (513) 2265

FAX 082 (227) 2327



古紙配合率100%再生紙を使用しています